

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、環境省、
経済産業省、告示第七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十三条第二項第三号の規定に基づき、平成十一年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第九号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。
平成二十九年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○平成十一年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第十九号（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件）（抄）

改 正 後		改 正 前	
特定分別基準適合物 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。） 第四条第四号に規定する分別基準適合物	量（千キログラム） 一〇六、六六七	特定分別基準適合物 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。） 第四条第四号に規定する分別基準適合物	量（千キログラム） 九九、四三二
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇二、五二二	規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	九三、六二三